

障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有について

障害福祉サービス等の質の向上に関する取り組みとして、障害福祉サービスの請求に係る主なエラーについて共有いたします。

届出内容と異なる請求をされますと過誤返還していただく場合がありますので、各事業所におかれましては適正な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

○加算の変更届を提出したが、当該加算は当月分から適応となるが変更前の内容のまま請求、或いは前月分を変更後の内容で請求

例) 10/1 付けで送迎加算をⅡ→Ⅰに変更したが、10 月サービス提供分(11 月請求分)でⅡのまま請求。

10/1 付けで送迎加算をⅡ→Ⅰに変更したが、9 月サービス提供分(10 月請求分)でⅠに変更して請求。

[対処法]

法人および事業所内で変更届と請求内容の管理・共有を徹底する。

○上限額管理事業所の入力誤り

例) 「障害児施設台帳にサービス提供年月時点で有効な上限月額管理事業所の指定情報が登録されていません」という内容のエラーメッセージが表示される。

[対処法]

請求時に入力した上限月額管理事業所の事業所番号が有効なものでないため、上限月額管理事業所の把握と当該事業所の事業所番号の正しい入力を徹底する。

○児童通所支援における欠席時対応加算の算定誤り

例) 2 事業所以上を利用している児童について、A 事業所を利用した日に B 事業所にて欠席時対応加算を算定。重複エラーが表示され、欠席時対応加算が算定できない。

[対処法]

請求時に、本来当該事業所を利用する予定であったか確認する。保護者から欠席連絡があった場合、欠席理由が他事業所の利用でないかを確認する。

○居宅介護事業における算定時間の重複

例) 別事業所における身体介護と家事援助の算定時間が重複している。

[対処法]

請求入力時に誤りがないか確認を徹底する。

※身体介護と家事援助の算定時間重複が非常に多いのでご注意ください。

○更新モニタリング実施月の算定

例) 更新モニタリングを実施した月にモニタリングの請求をあげている。

[対処法]

更新モニタリングは翌月の「利用支援」の請求に含まれるモニタリングとなるので請求をあげない。

※「利用支援」とは、本計画を作成する上での一連の流れを評価して報酬を算定するものである。そのため、直近の更新モニタリングは「利用支援」の報酬に含まれる。

以 上

障がい福祉課

サービス支援係

電話 055-237-5654